

令和6年12月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

令和6年12月20日（金） 午後1時30分～午後2時05分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町632番地 長浜市役所5階）

3. 出席者

教育長	織田 恭淳
委員	前田 康一（教育長職務代理者）
委員	松宮 誠也
委員	兼子 貴絵
委員	前川 加奈子
委員	押谷 喜美子

4. 欠席者

なし

5. 出席事務局職員

教育部長	内藤 正晴
次長	山岡 万裕
次長	高山 義雄
管理監兼幼児課長	為永 智子
教育総務課長	藤田 いずみ
教育改革推進室長	成田 健
教育指導課長	馬淵 康至
すこやか教育推進課長	森 靖
教育センター所長	杉本 義明
教育総務課課長代理	野邊 誠
教育総務課係長	川瀬 奈津代

6. 傍聴者

なし

Ⅱ. 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案審議

議案第 28 号 令和 7 年度 小学校及び中学校特別支援学級各教科用一般図書
の採択の変更について

議案第 29 号 長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

議案第 30 号 長浜市教育委員会公印規則の一部改正について

日程第 5 協議・報告事項

(1) 令和 6 年長浜市議会令和 6 年 12 月定例月議会一般質問の答弁要旨について

日程第 6 その他

3. 閉 会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開 会

教育長から開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

前川委員、押谷委員

3. 会議録の承認

11 月定例会

特に指摘事項はなく、11 月定例会の会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育長：

今年最後の定例会ですので、教育委員の皆様、事務局の皆様一言御礼を申し上げたいと

思います。皆様におかれましては、定例会、学校・園の視察、研修など様々にお取組いただきましたこと、また先生あるいは子どもたちへのご指導、ご支援を賜りましたこと、心より感謝を申し上げます。

振り返れば1月1日の能登地震から始まって南海トラフ地震の警戒アラートあるいは大雨など「災害大国日本」を意識する一年であったなというふうに思います。幸い長浜市においては、子どもたちに大きな影響を及ぼすような自然災害等はありませんでした。しかし、皆様ご承知のとおり北九州市では悲惨な事件があり、また、日本を取り巻く世界情勢も非常に厳しいものであると感じております。

先日も、職員で原子力災害における避難や安定ヨウ素剤等の研修に参加させていただきました。非常に近いところに原子力発電所があり災害時にどういったことが予測されるのか、子供たちの命を預かっているという自覚と責任を持ちながら日々教育活動に当たっていかねなければならないなということを改めて思いました。

今年、学校・園へ行きますと子どもたちはいつも元気な姿を見せてくれました。コロナ禍の影響も少しずつなくなりつつあるのかなと思いました。今後は、ますます多くの体験を通じて子どもたちにいろんな経験、学びを増やしてやりたいなど、それでこそ私たちが目指している「真の学力」が身についていくと思っています。まだまだ道半ばではございますけれども、来年もまた皆様からのご指導、ご鞭撻いただきますようお願いをいたしまして今年最後の教育長報告とさせていただきます。

5. 議案審議

議案第28号 令和7年度小学校及び中学校特別支援学級各教科用一般図書の新採択の変更について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：

削除以外は、小学校の「たのしくおぼえるあいうえおえほん」というのが新しく採択されるということですか。

教育指導課長：

はい、そうです。

教育長：

現物はありますか。

教育指導課長：

申し訳ございません。現物は用意できていないです。

松宮委員：

子どもたちに行き渡る数の確保は大丈夫ですか。

教育指導課長：

この本は、一般書店等で販売されておりますので、問題ないかと思えます。

教育長：

教科書の採択ですので、今後は現物の準備をしていただくようお願いいたします。

教育指導課長：

分かりました。

特に意見はなく各委員とも異議なしということで原案のとおり決定された

議案第29号 長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案のとおり決定された

議案第30号 長浜市教育委員会公印規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案のとおり決定された

6. 協議・報告事項

(1) 令和6年長浜市議会令和6年12月定例月議会一般質問の答弁要旨について

主な質疑応答は以下のとおり

松宮委員：

岩川議員からPTAに関する質問がありましたが、長浜市内のPTAの現状と今後の方向性について教えていただけますか。

教育指導課長：

中学校で1校、PTAは存続していますが長浜市PTA連絡協議会の参加はしないという学校があります。また、もう1校、今年の10月末に総会をされ、来年度からPTAという名前を変えて同じような活動はするが、長浜市PTA連絡協議会からは脱退させてもらうと連絡を受けています。

前田委員：

それは自由に認められるという方針ですか。要するに学校を通じた保護者の申出があったら、自由にどうぞというものが教育委員会のスタンスと捉えてよろしいですか。

教育指導課長：

PTAはあくまで任意団体という認識をしています。各学校からの申出は、その学校の保護者の総意であるということで校長から受け取っていますので、そのことに対して留めていただきたいというようなことは申ししていません。しかし、PTA活動自体の負担が非常に重いというような意見もよくお聞きますので、各学校でPTA活動の見直しを図っていただいて持続可能な活動にしてもらえるような情報共有を進めていこうと思っています。

前田委員：

ということは、自由に自主的にやっていただくという認識でよろしいですね。

教育指導課長：

そのとおりです。

教育長：

長浜市PTA連絡協議会を脱退される理由をもう少し説明してください。

教育指導課長：

ご意見を聞いていますと、長浜市PTA連絡協議会に入ることによって滋賀県PTA連絡協議会にも自動に入ることになります。そうすると、市と県からそれぞれ参加費等の徴収もありますし、各研修会の動員や役員等も各校から選出いただいています。選出された方はさらに充て職という形で様々な会議に参加いただいていますので、やはりその部分の負担が重いということを知っています。

兼子委員：

長浜市PTA連絡協議会は負担と感じられているのですよね。老人クラブ等も同じような流れで、地域のことはやりたい、しかし市の行事まではやりたくないという感じなのと似ているなと思いました。重荷なだけなのか、それでも長浜市PTA連絡協議会に入ると良いのか、教育委員会として入っていただきたいものなのか教えてください。

教育指導課長：

10月の総会で脱退される中学校については、PTAという名前が変わるだけではなく、会長・副会長という役職も廃止をされます。行事は同じようにされる予定ですが、参加したいと希望される保護者達によるボランティアで活動していくものに変えていくと聞いています。

前川委員：

PTAではなく保護者会みたいなものということですが、PTAでは少なからず学校の先生も関わっておられましたが、そのことは引き続きという認識でよろしいですか。

教育指導課長：

学校の活動にサポートいただくものなので、引き続き関わらせていただくということは聞いております。

前田委員：

PTAの在り方として、ボランティアの参加のみで続ける行事と、なにかあった場合、意見を聞きたいときには全体の保護者を寄せて話し合いをする。よってPTAという組織は必要がない、そして市や県で役職をもらい活動をすることは重荷なので、それぞれの地域の中で学校活動をおこなう。これで、趣旨として成り立つのではないかという全国的な流れになっていますよね。こういう流れの中で今言われた中学校は取り組まれるということによろしいですよ。

教育指導課長：

おっしゃるとおりです。そういう形ということを知っています。

教育長：

今年度、家庭での子どもへの関心が低い傾向があるので何とか上げてもらいたいということをお願いしていますが、PTAの組織がなくなることで影響はありますか。

教育指導課長：

2つの中学校については、元のPTAがやっていた研修等は同じように続けると聞いていますので、PTAがなくなることによる保護者の家庭教育と学校との連携が大きく損なわれるということはないと考えています。

教育長：

学校主導の教育だけではなく、親の主体性、子育てに対しての自覚や責任、そういうものが問われている中で、PTAがなくなることによって、何でも学校任せということにならないようにしてください。園はどうですか。

管理監兼幼児課長：

解散するという話は、現在のところ聞いておりません。

教育長：

それぞれの園でPTAというものがあるのですか。

管理監兼幼児課長：

保育園は保護者会、認定こども園と幼稚園はPTAとなっています。

教育指導課長：

園で聞いているのは、滋賀県PTA連絡協議会からは脱退をさせてほしい、長浜市PTA連絡協議会にはそのまま残ります、PTAもそのまま存続します、それはできませんかという問い合わせが担当にきています。

前田委員：

卒業式とか運動会などでPTAの代表として会長さんがご挨拶される。そういうのもなくなるということですか。

教育指導課長：

そこは、もう各学校の判断ですけれども、先日、PTA会長さんや役員さんに集まっていただけの交流会をさせていただきました。

教育長：

全ての学校からですか。

教育指導課長：

はい、全学校から1人ずつ来ていただきました。その中では運動会、入学式、卒業式の挨拶というのは非常にネックになっており、そのことによって受けてもらえないから困っているという意見をいただきました。そのために、一部の学校・園では、PTA会長の挨拶をなくしていると聞いています

兼子委員：

昔はいろいろなところで、ステータス的な役職みたいものがありましたよね。でも今はそういうことって、面倒くさいことになっていっている傾向なのかなと思うと、その考えがもっと加速するのではないかと思います。お金を収めるのがもったいない、収めたお金が何に使用される予定がよく分からないなどと新聞では出ていますよね。市・県のPTA連絡協

議会から脱退出来るのであれば、どんどん加入する学校も少なくなり、協議会に残った学校はさらに役職の選出などで苦勞されるというふうになっていくのではないですか。

教育長：

長浜市PTA連絡協議会の事務局を教育指導課で持ってもらっていますが、PTA連絡協議会の活動等を改革するなどの動きはありますか。

教育指導課長：

1つは役員さんの人数を減らせないかということ、また役職に当たった方の充て職を減らせないかということで、関係機関に働きかけをおこなっているところです。あと会議の回数をなるべく減らすということと、夜の会議が多くなってしまいうので、オンライン等も取り入れられないかを研究していきたいと担当から聞いています。

教育長：

教育総務課において、長浜市PTA連絡協議会の充て職に来ていただいているものがありますか。

教育総務課長：

保護者代表という選定をしなければならない場合は、長浜市PTA連絡協議会の役員表の中からお願いすることが多く、教育委員会だけにかかわらず庁内の様々な委員会をお願いをされていると思います。

前田委員：

教科書採択もですよ。

教育指導課長：

保護者の都合によっては参加できない場合もあるということは認めていただきたいということは担当のほう伝えております。

教育長：

教科書採択に保護者代表を入れるのは法律で決められていますか。

教育指導課長：

違ったと思いますけど。すみません。

前田委員：

法律ではありません。どういうふうに構成するかという問題の中で保護者のほうからも意見を聞くとしています。

押谷委員：

PTAは古い歴史があって、この中で硬直しているような印象があります。生活スタイルや保護者さんの考え方も変わりつつある中で、今までどおりのPTAでは継続できないかなという感じがします。私も小・中・高とPTAの役員をしてきましたけど、充て職の話は非常に多くこれに出席するだけで負担が大きいですし、例年どおりですというものも多かったもので、そういうことも変えていかなければならないと思います。学校の先生の立場となるとPTAの事務的な作業は結局学校の先生がしなければいけないことも多かったような気がしています。一旦、各学校で今の体制を白紙に戻して保護者と学校とが連携方法を考え直したほうが良い時期に来ているというふうに思うところです。

教育長：

ありがとうございます。教育委員会としては、いろいろご支援、ご協力できることについてはしっかりと考えていきます。その他よろしいですか。

松宮委員：

同じく岩川議員から滋賀文教短期大学の募集停止について質問されていますが、保育士の確保への影響はありますか。

管理監兼幼児課長：

滋賀文教短期大学だけではなく、様々な学校に対して長浜市の保育士になってくださいというような活動をしております。滋賀県外にも行かせていただいておりますので、そういったことで確保をしていきたいというふうに思っております。

松宮委員：

跡地で同じような大学事業をされないのか、簡単なことではないと思いますけど、しばらく様子見るしかないかと思うと心配ですね。

7. その他

8. 閉会

教育長から閉会宣言があった。

会議録署名人

令和 年 月 日